

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：32607

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25500009

研究課題名(和文) 訪問看護が直面する意思決定のジレンマ

研究課題名(英文) Decision-making dilemma faced by home nursing

研究代表者

小林 亜津子 (KOBAYASHI, ATSUKO)

北里大学・一般教育部・教授

研究者番号：00383555

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、在宅ケアに特徴的な医療の意思決定の問題に着目し、これまで「病気」の「治療」を主な目的とする施設内看護を念頭において論じられてきた看護倫理の議論を、必ずしも「治療」や一分一秒の「延命」を第一優先としない在宅ケアの場面に照らし合わせ、その有効性を検討することにより、在宅ケア固有の倫理的課題の構造を、具体的事例の収集をふまえながら明らかにした。これによって、訪問看護師が在宅ケアで直面するモラル・ジレンマに対応した、訪問看護の実務的指針の可能性を探ることができた。

研究成果の概要(英文)：In this research, focusing on the problem of medical decision that is characteristic of home care, the problem of nursing ethics which has been discussed with in-facility nursing as the main objective of "treatment" of "disease" was discussed by examining its effectiveness against the scene of home care that does not necessarily treat "treatment" or "one-half second" life extension as the first priority. The goal was to clarify it based on the collection of cases. This explored the possibility of practical guidelines for visiting nursing corresponding to the moral dilemma the visiting nurse faces at home care.

研究分野：哲学・倫理学

キーワード：看護倫理 訪問看護 在宅ケア 終末期

1. 研究開始当初の背景

看護倫理で用いられてきた「倫理原則」(自律、善行、無危害、正義、誠実、守秘)による事例へのアプローチを、「限られた生命予後」のもと「豊かに生き果たす」ことを第一優先とした在宅ケアの意思決定の場面で捉え直し、訪問看護の実践的指針となりうる視点を確立することが、本研究の最終的な到達目標となる。

施設内看護において、看護職が直面するモラル・ジレンマについては、アン・デイビス、サラ・フライ、パトリシア・ベナーなど著名な研究者らを筆頭に、国内外に精力的な研究が散見されるが、訪問看護における看護倫理のあり方については、「尊厳」「意思決定の尊重」「アドボカシー」等のキーワードが示唆されているにとどまり、訪問看護師の思い悩む倫理的ジレンマに、具体的、実践的に踏み込んだ倫理的アプローチはほとんど見られない。

在宅ケアの場合、療養者本人だけではなく、その家族とのかかわりも密接になり、がん末期の在宅でのターミナルケアや、コンピテンスのない認知症の高齢者、障がい児・者、難病患者に胃ろうや呼吸器をつけるかどうかといった、療養者の最期や生命を左右する重要な医療の決定に、家族の意向が大きく関与する傾向がある。

終末期の意思決定については、近年わが国でも日本老年医学会が胃ろうの中止を容認する可能性を示したり、人工呼吸器の中止を盛り込む尊厳死法案が超党派の議員らによって検討されたが、「事前指示」のない(できない)認知症の高齢者や重度心身障がい児・者の医療を、法的根拠のないまま家族や後見人等が「代理同意」しているという現状を大きく変えることにはならない。

たとえば徘徊の予防という観点から、家族が療養者に必要と思われるリハビリを拒否するなど、当人の医療が「家族の自己決定」(家族の願望、都合)によって決められる場合、家族の意向を優先してよいのか。「食べられなくなったら、それが母の寿命」と言って、嚥下機能の低下した高齢の療養者に、誤嚥のリスクを承知で食べさせる家族の行動を、黙認していいのか。これらの問題は「無危害原則」や「善行原則」にかかわる問題として捉えることもできるだろう。

また、在宅ケアの最終目標は、必ずしも「延命」や「病気」の「治療」ではないということも、在宅医療にかかわる医療者や家族、そして療養者本人の意思決定に重要な意味をもつ。「畳の上で死にたい」と希望していた療養者が肺炎になったらどうするか。身体を拭いているときに突然呼吸が止まったらどうするか。このような場面では「善行」の判断や「無危害原則」の適用に、施設内看護の場合とは異なった要素が入ってくる可能性がある。

さらに、在宅ケアには「単独」、「密室」で

の医療という側面も否めない。厚生労働省の「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」では、医師の専断を極力防ぐための「手続き的正義」に重点がおかれ、医療チーム内での合議の重要性が強調されている。しかし(原則として)単身で利用者宅へ向かい、個人宅へ訪問するため担当制をとることも多い訪問看護師の場合、患者の自宅という「密室」で、看護師一人が療養者や家族と向き合いながら看護を行なうため、その臨床的判断の「透明性」が担保しにくくなるという問題も考えられる。

2. 研究の目的

本研究では、こうした在宅ケアの特徴を踏まえたうえで、在宅ケアに特徴的な医療の意思決定の問題に着目し、これまで「病気」の「治療」を主な目的とする施設内看護を念頭において論じられてきた看護倫理の議論を、必ずしも「治療」や一分一秒の「延命」を第一優先としない在宅ケアの場面に照らし合わせ、その有効性を検討することにより、在宅ケア固有の倫理的課題の構造を、具体的事例の収集をふまえながら明らかにすることを目標とした。これによって、訪問看護師が在宅ケアで直面するモラル・ジレンマに対応した、訪問看護の実務的指針の可能性を探ることを目的としている。

3. 研究の方法

(1)国内外の文献および訪問看護ステーションのスタッフなどの協力を得て、訪問看護師が療養者の医療の決定に際して倫理的ジレンマを感じた事例を、在宅でのターミナルケア、障がい者のケア、難病患者のケア、認知症高齢者の医療選択などのカテゴリーごとに分類・収集し、その典型的な問題点を抽出する。これらの事例は本研究のために立ち上げるHPでデータベースとして公表する。また、国内外の判例データベース(LEX/DB、Public Library of Law)やLexis.comなどを利用し、該当する事例の検索・収集を行なう。これにより在宅ケアにおけるモラル・ジレンマを析出し、このデータベースをホームページ上に公開する。

(2)訪問看護ステーションの勉強会の講師を務める小林が、同ステーションおよびサテライト・ステーションのスタッフの協力を得て、毎月面談を実施し(年10回。1月、8月は休み)、在宅ケアにおける意思決定に際して、医療者と家族の考えが相容れない場合など、訪問看護師が倫理的葛藤を経験した事例を収集する。

(3)重度心身障害児のための医療施設の講師を務める小林が、障がい者の訪問看護を経験している看護スタッフの協力を得て、年二回面談を実施し、障がい者の訪問看護において体験した倫理的ジレンマや、インコンピテン

トな障がい児・者の医療の選択について思い悩んだ事例を収集する。これによって、在宅ケアと療養施設でのケアとで、モラル・ジレンマが異なった様相を示すかどうか視野に入れて検討する。

4. 研究成果

(1)国内外の文献および訪問看護ステーションの協力を得ながら、訪問看護師が療養者の医療の選択に悩まされる事例を、在宅でのターミナルケア、障がい者のケア、難病患者のケア、認知症高齢者の医療選択などのカテゴリーごとに分類・収集し、その典型的な問題点を抽出することを試みてきた。そして、これらをもとに事例データベースを作成し、研究のために立ち上げたホームページ上で公表するとともに、ホームページ上にフォーラム欄を設け、閲覧者との交流や討論を行うことができた。

(2) 論文や図書『ナーシング・グラフィカ』において、看護ケアにとって「家庭」がもつ固有の意味を確認したうえで、これまで家族が担ってきたプライベートなケアという役割を、看護師が家庭のなかで果たすことから生じる、訪問看護における様々な混乱について論じた。それをふまえて、こうした「混乱」を最小限にとどめ、理想的なケア実践を行うために、訪問看護師は「自律の尊重」を提唱し、患者の前では「お客 (guest) に徹するべき」という規範を自らに課していることを明らかにした。さらに、この「自律の尊重」が、施設内看護の場面以上に複雑な様相を呈し、訪問看護師が患者の決定に「寄り添う」か、専門職としての権威を示すかという倫理的選択に向き合わざるを得ない場面について論じた。そこから浮かび上がってくるのは、訪問看護とは、患者と看護師がそれぞれ「主 (host)」と「客」を演じあうという独特のパワーバランスの上になりたつケア実践であり、そのことが在宅ケア特有のモラル・ジレンマをカモフラージュするための「戦略」となっているということである。

(3)事例収集によって得られた訪問看護のジレンマの典型的なケースについて、法政大学での講演「現代のコモンセンス」において、認知症等でインコンピテントになった人の治療方針 (胃ろう等) の決定についてのモラル・ジレンマを紹介した。また、図書『生殖医療はヒトを幸せにするのか』(光文社新書)を上梓し、そのなかで、人工授精や死後生殖など、技術によって生まれてくる子ども自身の意思が、技術を用いる時点では確認できないという問題と、終末期の延命医療に対する患者本人の意思確認が困難である状況との間に、通底する倫理問題があることを論じた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

小林亜津子「ヘーゲル『宗教哲学』講義 1821年草稿における神と人間 啓示をめぐるヘーゲルとルター」『ヘーゲル哲学研究』(日本ヘーゲル学会)vol.22、2016年12月、75-85頁、査読有。

小林亜津子「自律尊重というカモフラージュ 在宅ケアにおける看護師と患者のパワーバランス」『北里大学一般教育部紀要』第21号、2016年、3月、27-38頁、査読有。

〔学会発表〕(計1件)

小林亜津子「ヘーゲル宗教哲学 1821年草稿における啓示」日本ヘーゲル学会、学会10周年記念大会シンポジウム、高野山大学(和歌山県伊都郡)、2015年6月6日

〔図書〕(計2件)

平野かよ子編、小林亜津子、他10名『ナーシング・グラフィカ 健康支援と社会保障 健康と社会・生活』共編著、2016年1月、メディカ出版、(全頁)200頁、(分担)第9章 p.145-159、「生命倫理」。

小林亜津子著、『生殖医療はヒトを幸せにするのか 生命倫理から考える』光文社新書、全213頁、2014年3月。

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ(計1件)

<https://sites.google.com/site/visitingnursingethics/>

講演（計9件）

小林亜津子、「現代のコモンセンス 医療と倫理的ジレンマ」法政大学市ヶ谷キャンパス（東京都千代田区）、法政大学文学部、2016年11月11日

小林亜津子「生殖医療はヒトを幸せにするのか 生命倫理から考える」町田市民大学（東京都町田市）、2016年11月3日

小林亜津子「科学技術と生命倫理」オーサーズカフェ、ユニコムプラザさがみはら（神奈川県相模原市）、2016年1月23日

小林亜津子「現代のコモンセンス」法政大学市ヶ谷キャンパス（東京都千代田区）、法政大学文学部、2015年11月6日

小林亜津子「いのちの始まりをめぐるモラルジレンマ」群馬周産期研究会、群馬大学（群馬県前橋市）、2015年10月31日

小林亜津子「生殖医療がもたらすもの」三鷹市社会教育会館（東京都三鷹市）、三鷹市民大学、2015年7月4日

小林亜津子「実践と倫理(1) 現代のモラル・ジレンマ」法政大学市ヶ谷キャンパス（東京都千代田区）、法政大学文学部「現代のコモンセンス」、2014年11月7日

小林亜津子「生殖医療と生命に関する倫理・特別講演」SSH（スーパーサイエンスハイスクール）事業、埼玉県立松山高等学校（埼玉県東松山市）、2014年2月18日

小林亜津子「実践と倫理(1) 現代のモラル・ジレンマ」法政大学市ヶ谷キャンパス（東京都千代田区）、法政大学文学部「現代のコモンセンス」、2013年11月15日

ラジオ出演（計2件）

小林亜津子 TOKYO FM「未来授業」2015年2月9日～12日 19:45～19:59。全四回。

小林亜津子 RKB 毎日放送「ニュース・インサイト」2015年4月20日～23日 7:40～7:47。全四回。

インタビュー（計12件）

小林亜津子「考える広場 障がい者がいるということ」『東京新聞』朝刊、2016年10月1日

小林亜津子「考える広場 障がい者がいるということ」『中日新聞』朝刊、2016年10月1日

小林亜津子「異種移植・その可能性とは？」『朝日小学生新聞』一面、2016年5月19日

小林亜津子「生殖医療の進歩の先にあるもの」『WISDOM 未来授業～明日の日本人たちへ』2015年03月27日

小林亜津子「『誕生のかたち』親子のつながりを問う」『月刊ニュースがわかる』2014年11月号、毎日新聞社、14～17頁

小林亜津子「当事者の声に耳を傾けることで見えてくる現実」『週刊教育資料』No.1306、教育公論社、2014年7月28日号

小林亜津子「不妊治療はワガママなのか 医療の進歩と当事者以外の「温度差」

『WEDGE Infinity 日本をもっと、考える』

2014年6月26日

小林亜津子 朝日新聞 GLOBE、2014年6月15日

小林亜津子「法案成立で民間業者は廃業へ…激変する『生殖ビジネス』のいま」『週刊FLASH』2014年6月3日号

小林亜津子「生殖医療は『科学の濫用』か？「自然」と「不自然」のはざままで」『Webronza 朝日新聞デジタル』2014年5月19日

小林亜津子「亡くなった夫の精子で妊娠「死後生殖」が抱える問題」『女性自身』2014年3月22日

小林亜津子「死んだ夫の精子を使って、子どもを生んではいけませんか？」『八フィントン・ポスト』2014年3月19日

書評（計1件）

小林亜津子『AID で生まれるということ 精子提供で生まれた子どもたちの声』（長沖暁子編著、萬書房、2014年）『Cutting Edge』第52号、北九州市立男女共同参画センター・ムーブ、2014年10月1日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小林 亜津子 (KOBAYASHI, Atsuko)

北里大学・一般教育部・教授

研究者番号：00383555